

## ■コンプライアンス委員会等の概要

### 1. コンプライアンス委員会の設置目的

- (1) 役員をはじめ社員が常に社会の常識・市民の目線に立ち、誠実・公正な行動をとることによる会社との信頼関係の再構築
- (2) 法令違反、企業倫理に反する行為等不正の未然防止及び早期発見
- (3) 市民及び社会の常識をとおして、当社のすべての行動をさらに正していく企業風土の醸成。

### 2. コンプライアンス委員会の実施事項

- (1) コンプライアンス行動指針等の策定
- (2) コンプライアンスに関する研修等の実施
- (3) コンプライアンス相談制度の運用
- (4) その他関連する事項

### 3. コンプライアンス委員会の構成

- (1) 中立委員  
弁護士／学識経験者／福岡市港湾空港局総務部長（以上3名）
- (2) 社内委員  
委員長／常務取締役  
委員／取締役(経営企画グループ部長兼務)（以上2名）  
オブザーバー／常勤監査役

### 4. コンプライアンス相談窓口の設置

- (1) 社内のコンプライアンス相談制度としてコンプライアンス相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。
- (2) 相談窓口の専任対応者は、中立的な立場で職務を遂行する中立弁護士とする。
- (3) 中立弁護士は電話、メール、手紙、ファックスまたは面談等で相談を受け付ける。

### 5. 相談への対応等

- (1) コンプライアンス委員会は、中立弁護士からの報告を調査・検討し、当社の常勤役員会に諮る。
  - (2) 常勤役員会はコンプライアンス委員会の報告を受け、必要な措置を実施する。なお、案件に応じて取締役会に付議又は報告する。
  - (3) 中立弁護士は、相談内容についての当社の検討状況等を必要に応じ、相談者に報告する。
- 
-